

「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案」について

平成 31 年 2 月

財 務 省

1. 法律案の趣旨・概要

国際復興開発銀行（I B R D）の増資に伴い、日本が I B R D に対して追加出資を行い得るよう、所要の措置を講ずる。

- I B R D に対して 34 億 4,410 万協定ドル（約 41 億 5,479 万合衆国ドル）の範囲内で、日本が追加出資することを政府に授権する規定を追加する。
- 出資に当たって、日本が合衆国ドル建て国債での払込みを行うことを可能にする規定を追加する。

2. 法律案の施行日

公布の日